明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○地方税法施行令の一部を改正する政令（二四五）　二
○著作権法施行令の一部を改正する政令（二四六）　三
〔条　約〕
○日本国の自衛隊とドイツ連邦共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定（八）　三
〔省　令〕
○輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令の一部を改正する省令（経済産業四六）　一〇
〔告　示〕
○日本国の自衛隊とドイツ連邦共和国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定の効力発生に関する件（外務二〇一）　二
○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（文部科学九四）
○化粧品基準の一部を改正する件（厚生労働二四三）
○貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第七号ハの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合の一部を改正する件（経済産業一〇五）　三
○遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別表第一号の規定に基づき経済産業大臣が定めるＧＩＬＳＰ遺伝子組換え微生物の一部を改正する件（同一〇六）　三
〔官庁報告〕
官庁事項
人事院年次報告（業務状況報告）（内閣）
〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価関係
裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示、土地家屋調査士名簿登録等、税理士登録抹消、生命保険契約者保護機構
令和五年度決算関係
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人、水産業協同組合法第六十八条の二第一項の届出関係
会社その他
会社決算公告

本号で公布された法令のあらまし

◇地方税法施行令の一部を改正する政令（政令第二四五号）（総務省）　一八

1　自衛隊の船舶の使用者が我が国以外の国の軍隊の船舶の動力源に供するため軽油を譲渡する場合における軽油引取税の課税免除の特例の対象となる物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束として、日本国の自衛隊とドイツ連邦共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定を追加することとした。（附則第一〇条の二の二関係）

2　この政令は、日本国の自衛隊とドイツ連邦共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定の効力発生の日から施行することとした。

◇著作権法施行令の一部を改正する政令（政令第二四六号）（文部科学省）　七二

1　図書館等における全部の複製物の提供及び特定図書館等における著作物の全部の公衆送信が著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある著作物として、言語の著作物（定期刊行物に掲載された個々の著作物を除く。）であってその全部が図書館資料の一又は連続する二の見開き面に掲載されているものを追加で定めることとした。（第一条の四及び第一条の五関係）　七六

2　著作物の公衆送信を行い、又は受信装置を用いて公に伝達することができる行政審判手続を定める法律を追加で定めることとした。（第二条の四関係）　七九

3　この政令は、公布の日から起算して二〇日を経過した日から施行することとした。　八〇

◇日本国の自衛隊とドイツ連邦共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定（条約第八号）（外務省）

この協定は、日本国の自衛隊とドイツ連邦共和国の軍隊（以下「ドイツ軍隊」という。）との間における物品又は役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とするものであり、その概要は、次のとおりである。

1　この協定は、自衛隊とドイツ軍隊との間における、共同訓練、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動若しくは大規模災害への対処のための活動、外国での緊急事態における自国民等の退去のための保護措置若しくは輸送、連絡調整その他の日常的な活動又はそれぞれの国の法令により物品若しくは役務の提供が認められるその他の活動のために必要な物品又は役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とする。（第一条関係）

2　いずれか一方の締約国政府が、他方の締約国政府に対し、1に掲げる活動のために必要な物品又は役務の提供を要請する場合には、当該他方の締約国政府は、その権限の範囲内で、それらの物品又は役務を提供することができる。（第二条関係）

3　この協定に基づいて提供される物品又は役務の使用は、国際連合憲章と両立するものでなければならない。物品又は役務を受領した締約国政府は、当該物品又は役務を提供した締約国政府の書面による事前の同意を得ないで、当該物品又は役務を受領した締約国政府の部隊以外の者又は団体に移転してはならない。（第三条関係）

4　この協定に基づく物品又は役務の提供に係る決済の手続等について定める。（第四条関係）

5　この協定に基づいて行われる物品又は役務の相互の提供は、この協定に従属し、両締約国政府の権限のある当局の間で作成される手続取決めに従って実施される。（第五条関係）

6　両締約国政府は、この協定の実施に関し相互に緊密に協議する。（第六条関係）

7　この協定は、一〇年間効力を有し、その後は、いずれか一方の締約国政府が他方の締約国政府に対してこの協定を終了させる意思を通告しない限り、順次それぞれ一〇年の期間、自動的に効力を延長される。（第七条関係）

政　令

地方税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年七月十二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

政令第二百四十五号

地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十二条の二の七第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十条の二の二第十一項に次の一号を加える。

六　日本国の自衛隊とドイツ連邦共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定

附　則

（施行期日）

1　この政令は、日本国の自衛隊とドイツ連邦共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定の効力発生の日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の地方税法施行令附則第十条の二の二第十一項（第六号に係る部分に限る。）の規定は、この政令の施行の日以後の軽油の譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用する。

総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

著作権法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年七月十二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

政令第二百四十六号

著作権法施行令の一部を改正する政令

内閣は、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十一条第一項第一号（同法第八十六条第一項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。）並びに第三十一条第二項及び第四十一条の二第二項（これらの規定を同法第八十六条第三項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の四中「の政令」を「（法第八十六条第一項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。第四号において同じ。）の政令」に改め、同条第三号中「次条第三号」を「次条第四号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　言語の著作物（定期刊行物に掲載された個々の著作物を除く。）であつて、その全部が図書館資料の見開き面（紙の図書館資料にあつては当該図書館資料を開いたときに一覧することができる二枚の紙から成る面をいい、紙以外の図書館資料にあつてはこの面に相当するものとして文部科学省令で定める当該図書館資料の一部分をいう。以下この号及び次条第三号において同じ。）の一又は連続する二の見開き面に掲載されているもの

第一条の五中「の政令」を「（法第八十六条第三項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。第四号において同じ。）の政令」に改め、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　言語の著作物（定期刊行物に掲載された個々の著作物を除く。）であつて、その全部が図書館資料の見開き面の一又は連続する二の見開き面に掲載されているもの

第二条の四中「の政令」を「（法第八十六条第三項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。）の政令」に改め、第十六号を第二十一号とし、第十五号を第二十号とし、第十四号を第十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

十九　地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）

第二条の四中第十三号を第十四号とし、同号の次に次の三号を加える。

十五　実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）

十六　意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号）

十七　商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）

第二条の四中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十　地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

文部科学大臣　盛山　正仁
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

条約

日本国の自衛隊とドイツ連邦共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年七月十二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

条約第八号

日本国の自衛隊とドイツ連邦共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定

日本国政府及びドイツ連邦共和国政府（以下「両締約国政府」という。）は、

後方支援の分野における物品又は役務（以下「物品又は役務」という。）の相互の提供に関する日本国の自衛隊とドイツ連邦共和国の軍隊（以下「ドイツ軍隊」という。）との間における枠組みを設けることが、日本国の自衛隊とドイツ軍隊との間の緊密な協力を促進することを認識し、

このような枠組みを設けることが、日本国の自衛隊及びドイツ軍隊が実施する活動においてそれぞれの役割を一層効率的に果たすことを促進し、並びに国際の平和及び安全に積極的に寄与することを理解して、

次のとおり協定した。

第一条

(1)　この協定は、日本国の自衛隊とドイツ軍隊との間における次に掲げる活動のために必要な物品又は役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とする。

(a)　日本国の自衛隊及びドイツ軍隊の双方の参加を得て行われる訓練

(b)　国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動又はいずれかの締約国政府の国若しくは第三国の領域における大規模災害への対処のための活動

(c)　外国での緊急事態における自国民又は適当な場合には他の者の退去のための保護措置又は輸送

(d)　連絡調整その他の日常的な活動（いずれか一方の締約国政府の部隊の艦船又は航空機による他方の締約国政府の国の領域内の施設への訪問を含む。）。ただし、いずれかの締約国政府の部隊が単独で行う訓練を除く。

(e)　日本国又はドイツ連邦共和国の法令により物品又は役務の提供が認められるその他の活動

(2)　この協定は、相互主義の原則に基づく物品又は役務の提供のための枠組みについて定める。

(3)　この協定に基づいて行われる物品又は役務の要請、提供、受領及び決済については、日本国の自衛隊及びドイツ軍隊が実施する。

第二条

(1)　いずれか一方の締約国政府が日本国の自衛隊又はドイツ軍隊により実施される前条(1)(a)から(e)までに掲げる活動のために必要な物品又は役務の提供を他方の締約国政府に対してこの協定に基づいて要請する場合には、当該他方の締約国政府は、その権限の範囲内で、要請された物品又は役務を提供することができる。

(2)　この協定に基づいて提供される物品又は役務は、次に掲げる区分に係るものとする。

食料、水、宿泊、輸送（空輸を含む。）、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信業務、衛生業務、基地活動支援（基地活動支援に付随する建設を含む。）、保管業務、施設の利用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備業務（校正業務を含む。）、空港・港湾業務及び弾薬

それぞれの区分に係る物品又は役務については、付表において定める。

(3)　(2)の規定については、日本国の自衛隊又はドイツ軍隊による武器の提供を含むものと解してはならない。

(4)　日本国の自衛隊とドイツ軍隊との間における前条(1)(a)から(e)までに掲げる活動のために必要な物品又は役務の提供は、日本国又はドイツ連邦共和国の法令に従って行われる。

第三条

(1)　この協定に基づいて提供される物品又は役務の使用は、国際連合憲章と両立するものでなければならない。

(2)　この協定に基づいて物品又は役務を受領した締約国政府（以下「受領締約国政府」という。）は、当該物品又は役務を提供した締約国政府（以下「提供締約国政府」という。）の書面による事前の同意を得ないで、一時的であれ又は永続的であれ、いかなる手段によっても、受領締約国政府の部隊以外の者又は団体に対して当該物品又は役務を移転してはならない。

第四条

(1) この協定に基づいて行われる物品又は役務の提供に係る決済の手続は、次のとおりとする。

(a) 物品の提供については、

(i) 受領締約国政府は、提供締約国政府にとって満足のできる状態及び方法で当該物品を返還する。ただし、(ii)の規定の適用を妨げるものではない。

(ii) 提供された物品が消耗品である場合又は受領締約国政府が提供締約国政府にとって満足のできる状態及び方法で当該物品を返還することができない場合には、受領締約国政府は、同種、同等及び同量の物品を提供締約国政府にとって満足のできる状態及び方法で返還する。ただし、(iii)の規定の適用を妨げるものではない。

(iii) 受領締約国政府が提供された物品と同種、同等及び同量の物品を提供締約国政府にとって満足のできる状態及び方法で返還することができない場合には、受領締約国政府は、提供締約国政府に対して提供締約国政府の指定する通貨により償還する。

(b) 役務の提供については、提供された役務を、提供締約国政府の指定する通貨により償還し、又は同種であり、かつ、同等の価値を有する役務を提供することによって決済する。決済の方法については、役務の提供の前に両締約国政府の間で決定する。

(2) 日本国又はドイツ連邦共和国は、それぞれの国の法令が許容する範囲内で、この協定に基づいて提供される物品又は役務に対し、日本国にあっては消費税を、ドイツ連邦共和国にあっては付加価値税を課さないものとする。

第五条

(1) この協定に基づいて行われる物品又は役務の相互の提供については、この協定に従属し、並びに条件の補足的な細目及び手続であってこの協定を実施するためのものを定める手続取決め（その修正を含む。）に従って実施する。手続取決めは、両締約国政府の権限のある当局の間で作成される。

(2) 前条(1)(a)(iii)及び(b)の規定に従って償還される物品又は役務の価格については、手続取決めに定める関連規定に基づいて決定する。

第六条

(1) 両締約国政府は、この協定の実施に関し相互に緊密に協議する。

(2) この協定及び手続取決めの解釈又は適用に関するいかなる事項も、両締約国政府の間の協議によってのみ解決されるものとする。

第七条

(1) 両締約国政府は、この協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了した旨を外交上の経路を通じて相互に通告する。この協定は、双方の通告が受領された日のうちいずれか遅い方の日に効力を生ずる。この協定は、十年間効力を有するものとし、その後は、いずれか一方の締約国政府がそれぞれの十年の期間が満了する少なくとも六箇月前に他方の締約国政府に対してこの協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、順次それぞれ十年の期間、自動的に効力を延長されるものとする。

(2) (1)の規定にかかわらず、各締約国政府は、他方の締約国政府に対して一年前に書面により通告することによって、いつでもこの協定を終了させることができる。

(3) この協定は、両締約国政府の間の書面による合意によって改正することができる。

(4) この協定の終了の後においても、この協定に基づいて行われた物品又は役務の相互の提供に関し、第三条から第五条まで及び前条(2)の規定は、引き続き効力を有する。

二千二十四年一月二十九日に東京で、ひとしく正文である日本語及びドイツ語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
上川陽子

ドイツ連邦共和国政府のために
フォン・ゲッツェ

付表

区分	
食料	食料、食事の提供、調理器具及びこれらに類するもの
水	水、給水、給水に必要な用具及びこれらに類するもの
宿泊	宿泊設備及び入浴設備の利用、寝具類並びにこれらに類するもの
輸送（空輸を含む。）	人又は物の輸送、輸送用資材及びこれらに類するもの
燃料・油脂・潤滑油	燃料、油脂及び潤滑油、給油、給油に必要な用具並びにこれらに類するもの
被服	被服、被服の補修及びこれらに類するもの
通信業務	通信設備の利用、通信業務、通信機器及びこれらに類するもの
衛生業務	診療、衛生機具及びこれらに類するもの
基地活動支援（基地活動支援に付随する建設を含む。）	廃棄物の収集及び処理、洗濯、給電、環境面の支援、建設、消毒機具及び消毒並びにこれらに類するもの
保管業務	倉庫又は冷蔵貯蔵室における一時的保管及びこれに類するもの
施設の利用	建物、施設及び土地の一時的利用並びにこれらに類するもの
訓練業務	指導員の派遣、教育訓練用資材、訓練用消耗品及びこれらに類するもの
部品・構成品	軍用航空機、軍用車両及び軍用船舶の部品又は構成品並びにこれらに類するもの
修理・整備業務（校正業務を含む。）	修理及び整備、修理及び整備用機器並びにこれらに類するもの
空港・港湾業務	航空機の離発着及び艦船の出入港に対する支援、積卸作業並びにこれらに類するもの
弾薬	弾薬、弾薬の提供、弾薬の提供に必要な用具及びこれらに類するもの

外務大臣　上川　陽子
防衛大臣　木原　稔
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

（右条約の独文）

Abkommen

zwischen

der Regierung von Japan

und

der Regierung der Bundesrepublik Deutschland

über

die gegenseitige Bereitstellung von Sach- und Dienstleistungen

zwischen den Selbstverteidigungsstreitkräften Japans

und den Streitkräften der Bundesrepublik Deutschland

Die Regierung von Japan

und

die Regierung der Bundesrepublik Deutschland

(im Folgenden als „Vertragsparteien“ und einzeln als „Vertragspartei“ bezeichnet) –

in der Erkenntnis, dass die Schaffung eines Rahmens zwischen den Selbstverteidigungsstreitkräften Japans und den Streitkräften der Bundesrepublik Deutschland (Bundeswehr, im Folgenden als „deutsche Streitkräfte“ bezeichnet) für die gegenseitige Bereitstellung von Sach- und Dienstleistungen im Bereich der logistischen Unterstützung (im Folgenden als „Sach- und Dienstleistungen“ bezeichnet) eine enge Zusammenarbeit zwischen den Selbstverteidigungsstreitkräften Japans und den deutschen Streitkräften fördert,

in dem Bewusstsein, dass die Schaffung des vorstehend genannten Rahmens eine effizientere Erfüllung der jeweiligen Aufgaben der Selbstverteidigungsstreitkräfte Japans und der deutschen Streitkräfte im Zusammenhang mit den von ihnen durchgeführten Aktivitäten fördert und aktiv zum internationalen Frieden und zur internationalen Sicherheit beiträgt –

sind wie folgt übereingekommen:

Artikel 1

(1) Zweck dieses Abkommens ist es, grundlegende Bedingungen für die gegenseitige Bereitstellung von Sach- und Dienstleistungen zwischen den Selbstverteidigungsstreitkräften Japans und den deutschen Streitkräften festzulegen, die für folgende Aktivitäten erforderlich sind:

a) Übungs- und Ausbildungsmaßnahmen unter Beteiligung sowohl der Selbstverteidigungsstreitkräfte Japans als auch der deutschen Streitkräfte;

b) Friedenssicherungseinsätze der Vereinten Nationen, international koordinierte Friedens- und Sicherungseinsätze, internationale humanitäre Hilfseinsätze oder Einsätze zur Bewältigung von Katastrophen großen Ausmaßes im Hoheitsgebiet einer der beiden Vertragsparteien oder eines Drittlandes;

c) Schutzmaßnahmen oder Transport von Staatsangehörigen einer der beiden Vertragsparteien oder gegebenenfalls anderen Personen für ihre Evakuierung aus dem Ausland in Notlagen;

d) Kommunikation und Koordinierung oder andere Routinemaßnahmen (einschließlich Besuche von Schiffen oder Luftfahrzeugen der Streitkräfte einer der beiden Vertragsparteien in Einrichtungen im Hoheitsgebiet der anderen Vertragspartei) mit Ausnahme von Übungs- und Ausbildungsmaßnahmen, die einseitig von den Streitkräften einer der beiden Vertragsparteien durchgeführt werden; und

e) sonstige Tätigkeiten, welche die Bereitstellung von Sach- und Dienstleistungen nach den Gesetzen und sonstigen Vorschriften von Japan oder der Bundesrepublik Deutschland zulassen.

(2) Dieses Abkommen legt einen Rahmen für die Bereitstellung von Sach- und Dienstleistungen auf der Grundlage des Grundsatzes der Gegenseitigkeit fest.

(3) Die Anforderung, Bereitstellung, Annahme und Abgeltung von Sach- und Dienstleistungen im Rahmen dieses Abkommens erfolgt durch die Selbstverteidigungsstreitkräfte Japans und durch die deutschen Streitkräfte.

Artikel 2

(1) Ersucht eine der beiden Vertragsparteien die andere Vertragspartei im Rahmen dieses Abkommens, Sach- und Dienstleistungen bereitzustellen, die für die in Artikel 1 Absatz 1 Buchstaben a bis e festgelegten und von den Selbstverteidigungsstreitkräften Japans oder den deutschen Streitkräften durchgeführten Aktivitäten erforderlich sind, kann die andere Vertragspartei die angeforderten Sach- und Dienstleistungen im Rahmen ihrer Zuständigkeit bereitstellen.

(2) Sach- und Dienstleistungen der folgenden Kategorien können auf der Grundlage dieses Abkommens bereitgestellt werden: Verpflegung, Wasser, Unterkunft, Transport (einschließlich Lufttransport), Betriebsstoffe, Bekleidung, Fernmeldeleistungen, sanitätsdienstliche Leistungen, Unterstützung beim Betrieb der Einrichtungen der Streitkräfte (einschließlich zugehörige Baumaßnahmen), Lagerleistungen, Nutzung von Liegenschaften, Ausbildungsleistungen, Ersatz- und Bauteile, Instandsetzungs- und Wartungsleistungen (einschließlich Kalibrierleistungen), Flug- und Seehafenbetriebsleistungen sowie Munition.

Die Kategorien und zugehörigen Sach- und Dienstleistungen sind im Anhang aufgeführt.

(3) Absatz 2 dieses Artikels ist nicht dahingehend auszulegen, dass er die Bereitstellung von Waffen durch die Selbstverteidigungsstreitkräfte Japans oder die deutschen Streitkräfte umfasst.

(4) Die Bereitstellung von Sach- und Dienstleistungen zwischen den Selbstverteidigungsstreitkräften Japans und den deutschen Streitkräften, die für die in Artikel 1 Absatz 1 Buchstaben a bis e festgelegten Aktivitäten erforderlich sind, erfolgt nach den Gesetzen und sonstigen Vorschriften von Japan oder der Bundesrepublik Deutschland.

Artikel 3

(1) Die Nutzung der im Rahmen dieses Abkommens bereitgestellten Sach- und Dienstleistungen steht im Einklang mit der Charta der Vereinten Nationen.

(2) Die Vertragspartei, die Sach- und Dienstleistungen im Rahmen dieses Abkommens empfängt (im Folgenden als „empfangende Vertragspartei“ bezeichnet), gibt diese Sach- und Dienstleistungen ohne vorherige schriftliche Zustimmung der Vertragspartei, die sie bereitstellt (im Folgenden als „bereitstellende Vertragspartei“ bezeichnet), auf keine Weise, weder vorübergehend noch dauerhaft, an Personen oder Stellen außerhalb der Streitkräfte der empfangenden Vertragspartei weiter.

Artikel 4

(1) Für die Bereitstellung von Sach- und Dienstleistungen im Rahmen dieses Abkommens gelten folgende Abwicklungsverfahren:

a) Für die Bereitstellung von Sachleistungen:

i) Vorbehaltlich Ziffer ii gibt die empfangende Vertragspartei die betreffenden Sachleistungen in einem Zustand und in einer Form zurück, welche für die bereitstellende Vertragspartei zufriedenstellend ist.

ii) Handelt es sich bei den bereitgestellten Sachleistungen um Verbrauchsgüter oder kann die empfangende Vertragspartei die betreffenden Sachleistungen nicht in einem Zustand und in einer Form zurückgeben, welche für die bereitstellende Vertragspartei zufriedenstellend ist, gibt die empfangende Vertragspartei, vorbehaltlich Ziffer iii, Sachleistungen der gleichen Art und in gleicher Qualität und Quantität in einem Zustand und in einer Form zurück, welche für die bereitstellende Vertragspartei zufriedenstellend ist.

iii) Kann die empfangende Vertragspartei die Sachleistungen der gleichen Art und in gleicher Qualität und Quantität wie die bereitgestellten Sachleistungen nicht in einem Zustand und in einer Form zurückgeben, welche für die bereitstellende Vertragspartei zufriedenstellend ist, erstattet die empfangende Vertragspartei der bereitstellenden Vertragspartei die Kosten in der von der bereitstellenden Vertragspartei festgelegten Währung.

b) Für die Bereitstellung von Dienstleistungen gilt, dass die bereitgestellten Dienstleistungen in der von der bereitstellenden Vertragspartei festgelegten Währung vergütet werden oder durch Bereitstellung von Dienstleistungen gleicher Art und gleichen Wertes abgegolten werden. Die Vertragsparteien entscheiden über die Art der Abgeltung vor Bereitstellung der Dienstleistungen.

(2) Verbrauchsteuern (im Falle Japans) oder Mehrwertsteuer (im Falle der Bundesrepublik Deutschland) werden von Japan oder der Bundesrepublik Deutschland nicht für Sach- und Dienstleistungen erhoben, die im Rahmen dieses Abkommens bereitgestellt werden, soweit dies nach ihren jeweiligen Gesetzen und sonstigen Vorschriften zulässig ist.

Artikel 5

(1) Die gegenseitige Bereitstellung von Sach- und Dienstleistungen im Rahmen dieses Abkommens erfolgt in Übereinstimmung mit der Verfahrensabsprache in der jeweils geltenden Fassung, die diesem Abkommen nachgeordnet ist und Verfahren und ergänzende Einzelheiten der Bedingungen zur Durchführung dieses Abkommens festlegt. Die Verfahrensabsprache wird zwischen den zuständigen Behörden der Vertragsparteien getroffen.

(2) Der Preis für die nach Artikel 4 Absatz 1 Buchstabe a Ziffer iii und Artikel 4 Absatz 1 Buchstabe b abgegoltenen Sach- und Dienstleistungen wird entsprechend den einschlägigen Bestimmungen der Verfahrensabsprache festgelegt.

Artikel 6

(1) Die Vertragsparteien stehen bei der Durchführung dieses Abkommens in engem Austausch.

(2) Angelegenheiten hinsichtlich der Auslegung oder Anwendung dieses Abkommens und der Verfahrensabsprache werden ausschließlich durch Konsultationen zwischen den Vertragsparteien geklärt.

Artikel 7

(1) Die Vertragsparteien unterrichten einander auf diplomatischem Wege über den Abschluss ihrer jeweiligen für das Inkrafttreten dieses Abkommens notwendigen innerstaatlichen Verfahren. Dieses Abkommen tritt am Tage des Eingangs der letzten Unterrichtung in Kraft. Dieses Abkommen bleibt für eine Dauer von zehn Jahren in Kraft und verlängert sich danach automatisch um einen Zeitraum von jeweils zehn Jahren, es sei denn, dass eine der beiden Vertragsparteien der anderen Vertragspartei mindestens sechs Monate vor Ablauf des jeweiligen Zeitraums von zehn Jahren schriftlich ihre Absicht mitteilt, dieses Abkommen zu kündigen.

(2) Ungeachtet der Bestimmungen von Absatz 1 dieses Artikels kann jede Vertragspartei dieses Abkommen jederzeit durch schriftliche Benachrichtigung der anderen Vertragspartei unter Einhaltung einer Frist von einem Jahr kündigen.

(3) Dieses Abkommen kann im schriftlichen Einvernehmen der Vertragsparteien geändert werden.

(4) Ungeachtet der Kündigung dieses Abkommens bleiben Artikel 3, 4, 5 und Artikel 6 Absatz 2 bezüglich der im Rahmen dieses Abkommens durchgeführten gegenseitigen Bereitstellung von Sach- und Dienstleistungen in Kraft.

Geschehen zu Tokyo am 29. Januar 2024 in zwei Urschriften, jede in japanischer und deutscher Sprache, wobei jeder Wortlaut gleichermaßen verbindlich ist.

Für die Regierung
von Japan

Yoko Kamikawa

Für die Regierung
der Bundesrepublik Deutschland

v. Goetze

Anhang

Kategorie	
Verpflegung	Verpflegung, Bereitstellung von Mahlzeiten, Kochutensilien und dergleichen
Wasser	Wasser, Wasserversorgung, zur Wasserversorgung benötigtes Gerät und dergleichen
Unterkunft	Nutzung von Unterkunfts- und Sanitäreinrichtungen, Bettzeug und dergleichen
Transport (einschließlich Lufttransport)	Transport von Personen und Gütern, Transportausrüstung und dergleichen
Betriebsstoffe	Betriebsstoffe, Betankung, Betankungsgerät und dergleichen
Bekleidung	Bekleidung, Instandsetzung von Bekleidung und dergleichen
Fernmeldeleistungen	Nutzung von Fernmeldeeinrichtungen, Fernmeldeleistungen, Fernmeldegerät und dergleichen
Sanitätsdienstliche Leistungen	Ärztliche Behandlung, medizinische Geräte und dergleichen
Unterstützung beim Betrieb der Einrichtungen der Streitkräfte (einschließlich zugehöriger Baumaßnahmen)	Sammlung und Beseitigung von Abfall, Wäschereileistungen, Stromversorgung, Umweltdienstleistungen, Baumaßnahmen, Dekontaminationsausrüstung und -leistungen und dergleichen
Lagerleistungen	Vorübergehende Lagerung in Lager- oder Kühlhäusern und dergleichen
Nutzung von Liegenschaften	Vorübergehende Nutzung von Gebäuden, Einrichtungen und Gelände und dergleichen
Ausbildungsleistungen	Entsendung von Ausbildern, Material für Ausbildungs- und Schulungszwecke, Verbrauchsgüter für

Ausbildungszwecke und dergleichen	
Ersatz- und Bauteile	Ersatz- und Bauteile für militärische Luftfahrzeuge, Fahrzeuge und Schiffe und dergleichen
Instandsetzungs- und Wartungsleistungen (einschließlich Kalibrierleistungen)	Instandsetzung und Wartung, Instandsetzungs- und Wartungsgerät und dergleichen
Flug- und Seehafenbetriebsleistungen	Leistungen im Zusammenhang mit Ankunft und Abflug und Abfahrt von Luftfahrzeugen und Schiffen, Be- und Entladen und dergleichen
Munition	Munition, Bereitstellung von Munition, für die Bereitstellung von Munition erforderliche Ausrüstung und dergleichen

省　　令

○経済産業省令第四十六号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第三号ハの規定に基づき、輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年七月十二日　　経済産業大臣　齋藤　健

輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令の一部を改正する省令

輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成二十年経済産業省令第五十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第三号ハに規定する輸出貨物が同令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。以下同じ。）の開発、製造又は使用（以下単に「開発等」という。）のために用いられるおそれがある場合は、当該貨物の輸出に関する契約書若しくは輸出者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下これらを総称して単に「文書等」という。）において、当該輸出貨物が同欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることとなる旨記載され、若しくは記録されているとき、又は輸出者が、当該輸出貨物が同欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることとなる旨輸入者若しくは需要者若しくはこれらの代理人（以下「輸入者等」という。）から連絡を受けたときとする。ただし、次のいずれかに掲げる場合はこの限りでない。 一～十　（略） 十一　自衛隊法第百条の十八に基づく自衛隊がドイツ軍隊に対して貨物の輸出を行う場合 十二～二十　（略）	輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第三号ハに規定する輸出貨物が同令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。以下同じ。）の開発、製造又は使用（以下単に「開発等」という。）のために用いられるおそれがある場合は、当該貨物の輸出に関する契約書若しくは輸出者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下これらを総称して単に「文書等」という。）において、当該輸出貨物が同欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることとなる旨記載され、若しくは記録されているとき、又は輸出者が、当該輸出貨物が同欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることとなる旨輸入者若しくは需要者若しくはこれらの代理人（以下「輸入者等」という。）から連絡を受けたときとする。ただし、次のいずれかに掲げる場合はこの限りでない。 一～十　（略） （新設） 十一～十九　（略）

附　則

この省令は、日本国の自衛隊とドイツ連邦共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定の効力発生の日から施行する。